

資源循環型施設建設に関する説明会 概要 【坂城町】

1 開催概要

開催日時	令和6年5月22日（水）19：00～20：13	
開催場所	坂城町立南条小学校 音楽堂	
出席者	住 民	11名
	行 政	青木広域事務局長、田中環境部長、佐藤参事他関係職員8名
	報道関係	なし
説明要旨	環境影響評価 準備書の手続と今後の手続	

2 主な質疑応答

No	項目	質問・意見等	回答
1	環境影響評価について	環境への影響範囲 半径4km内に含まれる、坂城町民の世帯数や人口は把握しているのか。	環境影響評価の対象としては坂城町の人口、世帯数等は把握していない。
2		半径4kmの坂城町部分の拡大図について確認はできるのか。	4ページの拡大図参照。
3		二酸化硫黄の拡散結果について、等濃度図が村上地区の一部で4kmの範囲で切れているが、影響はどうか。	影響自体は4kmの範囲と変わらないため、生活環境に対する大きな影響はないとの評価となる。
4	環境影響評価について	坂城町への影響を懸念しているが、4kmの範囲の根拠はどのようなものか。	県条例に基づく、技術指針では煙突から出た排ガスが拡散した時に最も濃度が高くなるのが2km以内であり、影響範囲としてはその2倍の、4kmとして設定するとされている。
5	環境影響評価の数値等について	示されているデータについて、実際には現在稼働している上田クリーンセンターのデータと考えていいか。	予測結果は、資源循環型施設の稼働後の数値であり、現在の上田クリーンセンターは関係ない。 現状の調査結果も上田クリーンセンターのデータとは異なる。

No	項目	質問・意見等	回答
6		最大濃度地点とはどのようなものか。	1年間、風向風速等の調査を行い、それに基づき施設基本計画の自主基準値で稼働した場合、煙突から排出された物質が、拡散され、地表面に舞い降りてきたときに、最大濃度と予想される場所。
7		微小粒子状物質は対象とはしないのか。	基準となる予測条件等が確立していないため困難である。
8		煙突からの拡散を前提とした濃度を基準とするのではなく、有害物質の排出量の総量規制を考えてほしい。	ごみ処理量に基づく施設からの排ガス量の予測は一定となるため、有害物質の濃度を基準とした評価が一般的な方法である。
9		ばいじんに付着する放射性物質の有害物質を調査していく必要があると考えるがどうか。	国では、バグフィルターによってばいじんが除去され、付着する放射性セシウムも除去できるという見解が示されている。
10	事後調査等について	今後、水質検査や放射能検査やダイオキシン絡みの関係の調査は実施するのか。	<p>環境監視は以下の2点となる。</p> <p>①排ガス等について 施設の煙突からの排ガスに含まれる有害物質の検査等、施設に対する監視・検査。</p> <p>②施設周辺における環境影響評価に関する事後評価に関しては、施設稼働1年後を予定している。 これとは別に、周辺環境の継続したモニタリング調査を実施する予定である。</p> <p>・水質について プラント排水は公共水域に排水しない。 施設内で処理をし、ダイオキシン対策として急速冷却で水を使用する計画である。</p>

No	項目	質問・意見等	回答
			<p>・放射性物質について バグフィルターによって放射性セシウム等を除去できると国が見解を示している。</p> <p>既存の3クリーンセンターの焼却灰の調査は継続しているが、県が調査不要とする基準値 500 ベクレル/kg の 10 分の 1 以下の数字が続いており、調査を継続していくか検討している。</p>
11	事後調査等について	周辺環境モニタリング調査について、坂城町で実施しないのか。	坂城町でモニタリング調査を実施する予定はない。
12	資源循環型施設について	バグフィルターではなく、ヘパフィルターの設置をして欲しい。	バグフィルターで自主基準値を遵守できると考えている。
13	放射性物質の数値について	放射性物質について基準値が 500 ベクレルと言っていたが、その数値の根拠は何か。	長野県からの通知で示された廃棄物処理施設の焼却灰中の放射性物質のモニタリング調査継続を判断する基準値が 500 ベクレル/kg とされている。
14		仮に焼却炉で 500 ベクレル以上の放射性のごみが出て、処理に困った際に、国基準の 8,000 ベクレルの基準を持ち出して数値をクリアにするのはおかしい。	当広域連合では県通知の 500 ベクレル/kg をモニタリング継続の基準と考えている。



影響範囲4kmの拡大図